

下水道供用区域を拡大

三月三十一日(金)から、下水道の供用区域を別図のとおり拡大しました。区域内でくみ取り便所のあるご家庭は三年以内に、浄化槽を設置しているご家庭はすみやかに排水設備を設置して、下水道への接続をお願いします。

排水設備工事

宅地内の排水設備工事は、必要な技術を習得している町指定の工事に依

頼してください。工事費用は個人で負担いただきます。

下水接続のための助成制度

排水設備工事費用を無利子で融資する制度や、接続の際に不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度があります。

下水道使用料

下水道使用料は水道使用量を基準に算出します。井戸水などの地下水を使

用している場合は使い方によって使用量が決まりますので、お問い合わせください。

下水道使用料の支払方法

使用料は水道料金と一緒に二か月ごとに口座納付などにより収めていただきます。

▼問合せ 建設課下水道係 ☎28・0940

臨時福祉給付金

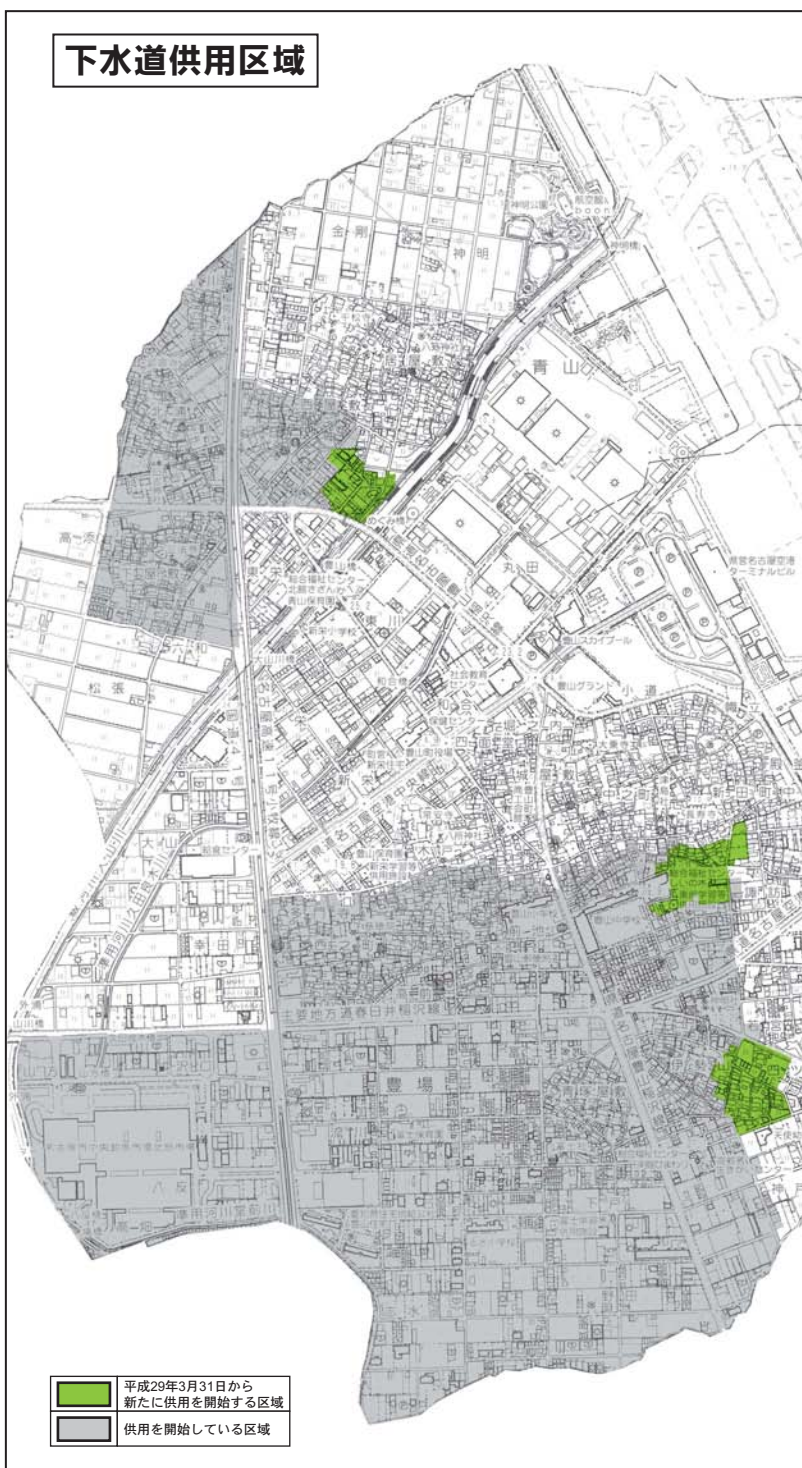
平成二十六年四月に実施された消費税率の引上げ(五%から八%)による影響を緩和するため、所得の低い方に対して、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。対象と思われる世帯には、町から制度の案内と申請書を四月二十四日(月)に送付します▼支給対象者 平成二十八年一月一日に豊山町に住民登録がされており、平成二十八年度分町民税(均等割)が課税されていない方※町民税(均等割)が課税されている方の被扶養者となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象になりません▼支給額 一人につき一万五千元(一回限りの支給)▼提出書類 ①申請書②本人確認書類(健康保険証、運転免許証、旅券の写し等)③指定した口座が確認できる書類▼申請期間 四月二十五日(火)～七月三十一日(月)▼提出先 役場一階五番窓口福祉課「振り込め詐欺」に注意

▽町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。

▽町や厚生労働省などが「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給するため、手数料の振込を求めることはありません▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28

・0912

下水道供用区域



平成29年3月31日から新たに供用を開始する区域
供用を開始している区域